



人事行政の運営などの状況を公表します

「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の概要をお知らせします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214

任免の状況（令和6年度）

新規採用			
13人			
定年退職	勤奨退職	自己都合	その他
1人	3人	4人	2人

一般行政職の級別職員数（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職名	主事補	主事	副主幹・主任	主幹	課長補佐	課長
職員数	9人	20人	40人	22人	15人	12人
割合	7.6%	16.9%	33.9%	18.6%	12.7%	10.2%

※鳩山町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数。

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職員数		対前年増減数
部 門		令和6年	令和7年	
一般行政部門	議 会	2	2	0
	総 務	29	29	0
	税 務	9	8	△1
	民 生	16	18	2
	衛 生	14	13	△1
	農林水産	8	8	0
	土 木	9	8	△1
	小 計	87	86	△1
特別行政部門	教 育	20	20	0
	小 計	20	20	0
普通会計 計		107	106	△1
公営企業等会計部門	水 道	7	7	0
	下水道	2	2	0
	その他	7	8	1
	小 計	16	17	1
合 計		123	123	0

※職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員、組合派遣職員や非常勤職員等は除いています。

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B / A)	(参考) 5年度 人件費率
令和6年度	12,782人	5,633,726千円	1,034,015千円	18.4%	16.8%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

職員の平均給料月額と平均年齢（令和7年4月1日）

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	86人	41.7歳	319,929円
特別行政部門	20人	45.9歳	348,980円

職員の初任給（給料月額） 令和7年4月1日現在

区 分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鳩山町	225,600円	201,000円
国	220,000円	188,000円

ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
95.2%	96.0%	96.4%

職員手当（令和7年4月1日現在）

期末手当・ 勤勉手当	年間支給割合 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分
扶養手当	配偶者 3,000円 配偶者以外（原則として） 子 11,500円 その他 6,500円 16歳～22歳加算分 5,000円
住居手当	借家・借間（限度額） 28,000円 交通機関等の利用者（限度額） 150,000円 交通用具使用者（限度額） 31,600円
管理職 手当	課長：45,000円 課長補佐：34,000円
地域手当	5%
退職手当	自己都合 勤奨・定年退職 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続30年 34.7355月分 40.80375月分 最高限度額 47.7090月分 47.70900月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間・休日（令和6年度）

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 (うち休憩時間60分)
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)

年次休暇（令和6年度）

制度概要	1年度につき20日付与。 残日数は翌年に繰越が可能。 (20日を限度)
------	---

Topics

トピックス

食生活改善支援事業

「生活習慣病予防のための健康料理教室」参加者募集！

埼玉県では食塩が少なく、野菜が多いメニューを「埼玉県コバトン健康メニュー」として推奨しています。この度、鳩山町食生活改善推進員協議会では、この「埼玉県コバトン健康メニュー」を基準に鳩山町食改オリジナルの生活習慣病予防メニューを作る食生活改善教室を開催します。普段の食生活を見直す良い機会となりますので、ぜひご参加ください。

■対象 鳩山町在住の方

■日時 10月29日(水)午前10時～午後1時(予定)

■場所 町保健センター 2階 栄養指導室

■講師 鳩山町食生活改善推進員

■費用 一人 500円※当日徴収

■定員 10人(定員を超えた場合は抽選)

■持ち物 上履き(スリッパ不可)、エプロン、三角巾、手拭くハンカチなど

■申込期間・方法 9月24日(水)～10月17日(金)までに保健センターの窓口、電話のいずれかの方法により申込。

■申込・問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

今宿コミュニティセンターの指定管理者を募集します

町では、公共施設の住民サービスの向上と効率的な管理運営を目指すため、今宿コミュニティセンターを管理運営する指定管理者を募集します。

指定管理者の選定にあたっては、応募者の中から最も良い管理運営計画を提示した団体を選ぶ、公募型プロポーザル(提案)方式により選定します。

■管理する施設 今宿コミュニティセンター

■指定管理者が行う業務 今宿コミュニティセンターの管理運営等に関すること

■指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

■応募資格 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管

理運営でき、鳩山町のコミュニティ活動の活性化に資する法人その他の団体

■募集要項の配布 役場総務課

■配布期間 9月16日(火)～10月3日(金)

※祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時15分)

■提出期限 10月17日(金)

※受付:祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送による申請書の提出も可能です。ただし、10月17日(金)必着です。

■選考方法 応募書類及び面接審査(10月下旬)により選考し、町議会の議決により決定します。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

企業版ふるさと納税による寄附をいただきました

鳩山町の地方創生事業に対して、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。あたたかいご寄附、誠にありがとうございました。

■企業名 株式会社ノート

■所在地 京都府京都市中京区西ノ京三条坊町2-13

■寄附をいただいた対象事業 子育て支援・待機児童ゼロのPR

NOHT CO.,LTD.

◀株式会社ノート様
ロゴマーク



◀中央建設協同組合様
ロゴマーク

令和7年（2025年）国勢調査を実施します！

令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査を実施します。国勢調査は、国内に住むすべての方と世帯を対象に、5年に一度実施される重要な調査です。

調査の結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになるため、調査へのご協力をお願いします。

■調査対象 10月1日現在、調査区内に3か月以上住んでいる（住む予定の）すべての世帯（外国の方も含む）

■調査方法 調査員が各世帯を訪問して調査書類を配布 ※回答は「インターネット」または「郵送」

■調査日程

期間	項目
9月20日（土）～30日（火）	調査書類の配布
9月20日（土）～10月8日（水）	① インターネット回答
10月1日（水）～8日（水）	② 郵送回答

※回答は①または②いずれかの方法をお願いします。なお、回答が確認できない場合は10月9日（木）以降に調査員が調査票の回収に伺います。

■調査内容 「男女の別」、「居住状況」、「就業状況」など全16項目

▲国勢調査を装った不審な電話や訪問にご注意ください。

- ・国勢調査は、電話や電子メールでは行いません。
- ・調査員は、顔写真付きの調査員証を携帯しています。
- ・預金や収入などに関する調査事項はありません。
- ・国勢調査では、金品を要求することはありません。

詳しくは、国勢調査2025キャンペーンサイト（総務省統計局）をご覧ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



総務省デジタル活用支援推進事業『スマホ講習会』を開催します

スマホによる行政手続方法などを学ぶ講習会です。実際に体験しながら一緒に学びませんか？

■対象 町内在住、在勤の人※年齢制限はありません

■定員 各回10人（先着順）

■料金 無料

■講師 総務省指定の研修受講者

■申込・問合せ 9月16日（火）から電話で申込。名前・住所・電話番号・希望の講座をお伝えください。改めて実施会社より、受講確認のご連絡をさしあげます。※平日午前10時～午後5時の間受付。定員になり次第受付を終了します。役場政策財政課 ☎ 296-1212

■実施会社 NPO 法人デジタルフォロー

日付・場所	時間	内容
10月16日（木） 町立図書館 視聴覚室	午後1時～2時	①マイナポータルを活用しよう
	午後2時～3時	②スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう
	午後3時～4時	③マイナンバーカードを健康保険証として利用・公金受取口座の登録をしよう
10月23日（木） 役場301会議室	午後1時～2時	④全国版緊急受診アプリ（Q助）で病気やけがの緊急度を判定しよう
	午後2時～3時	⑤ハザードマップポータルサイトで様々な災害のリスクを確認しよう
	午後3時～4時	⑥デジタルリテラシーを身に付けて安心・安全にインターネットを楽しもう

避難行動要支援者名簿への登録に伴い、民生委員による個別訪問調査を実施します

町では、災害対策基本法に定められた「避難行動要支援者名簿」を作成しており、障がいのある方や75歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う体制を整備しています。

毎年10月を、「避難行動要支援者」に該当する可能性のある方への重点訪問期間として、災害発生時に自ら避難行動がとれるかどうかの確認をするため、地区担当の民生委員による個別訪問調査を実施しています。

担当民生委員が調査のために訪問した際は、調査にご協力をお願いします。

■調査方法 民生委員が訪問し、聞き取りにより現在の状況や登録の意向などの確認を行います。
※訪問の際は、「民生委員・児童委員証」を携帯しています。不審と思われる場合は、お問い合わせください。



栄養と調理技能検定

栄養と調理技能検定（旧：家庭料理検定）は、町と「連携協力に関する包括協定」を結ぶ女子栄養大学を設置する学校法人香川栄養学園が主催する検定で、食事の重要性や栄養バランス・食文化等についての理解と、健康で健全な食生活に関する知識と技術を身につけることを目的としています。

■対象 鳩山町在住・在勤の方（試験会場は受験者本人のみ入場可能です。お付き添いの方は別室でお待ちください。）

■試験日 11月11日（火）午後4時30分 試験開始（午後4時15分集合）

■試験時間 45分間

■試験級 IBT初級・中級 ※初級は小学生程度、中級は中学生程度が目安です。

「避難行動要支援者支援制度」

災害時のセーフティネット構築のため、事前に障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の方などの情報を把握し、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行えるようにする制度です。平常時には、見守り活動にも役立っています。

■台帳に登録できる方

①高齢者…要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方および高齢者のみの世帯の方

②障がい者…身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳④・Aを有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方

③その他災害時に支援が必要であると認められる方

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。
お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員

通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆9～11月 休日臨時開庁日

■日時 9月6日（土）、10月5日（日）、11月8日（土）午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。



鳩っこイングリッシュリトミック教室を開催しています！

外国人インストラクターと一緒に、英語の歌に合わせて歌ったり、体を動かして踊ったり、一緒に楽しいひと時を過ごしましょう。

■対象 町内に住む 0 歳から就学前の子と保護者

■実施日 9 月 12 日（金）、26 日（金）、10 月 8 日（水）
[全 17 回]

午前 9 時 45 分受付 10 時から開始（30 分程度）

■費用 無料

■場所 鳩山町立鳩山幼稚園

■申込・問合せ 二次元コードの参加フォームからお申し込みいただくか、鳩山幼稚園（☎ 296-0592）へ直接お申し込みください。

詳細は鳩山幼稚園ホームページをご覧ください。



令和 7 年 10 月 1 日から 公共下水道・農業集落排水施設使用料が改定されます

公共下水道・農業集落排水施設使用料改定のお知らせをさせていただいておりますが、改定前と改定後の使用料の比較と料金算出方法をご説明します。公共下水道・農業集落排水施設使用料は次のように変わります。

2 か月あたりの公共下水道・農業集落排水施設使用料（税抜）

改定前			改定後		
基本料金	20 m ³ まで	1,700 円	基本料金	20 m ³ まで	1,950 円
超過料金 (1 m ³ につき)	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	90 円	超過料金 (1 m ³ につき)	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	110 円
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	100 円		60 m ³ を超え 100 m ³ まで	120 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	120 円		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	150 円
	200 m ³ を超え 400 m ³ まで	140 円		200 m ³ を超え 400 m ³ まで	170 円
	400 m ³ を超え 1000 m ³ まで	160 円		400 m ³ を超え 1000 m ³ まで	200 円
	1000 m ³ を超え 2000 m ³ まで	180 円		1000 m ³ を超え 2000 m ³ まで	220 円
	2001 m ³ 以上	200 円		2001 m ³ 以上	250 円

■使用料の計算は？

たとえば、2 か月で 100 m³の汚水を排水した場合

基本料金	20 m ³ まで	1,950 円
超過料金	(60 - 20 = 40 m ³) × 110 円 =	4,400 円
	(100 - 60 = 40 m ³) × 120 円 =	4,800 円
計		11,150 円
消費税 10%		1,115 円
合計		12,265 円

※継続してご使用されている場合は、1 月検針（2 月請求）分
から新しい料金表（改定後の使用料）が適用されます。

新規接続の場合は、11 月検針分から適用される場合があります。

公共下水道・農業集落排水施設使用者の皆さまには大変ご負担をおかけしますが、今後も更なる経費削減と安定経営に向けて努力してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■問合せ

【公共下水道】毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

総務課 財政担当 ☎ 294-9333

【農業集落排水施設】役場上下水道課 ☎ 296-1228

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の 現況届をお忘れなく

【児童扶養手当】

■対象 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもを育てているひとり親家庭や、父または母に一定の障害がある子育て世帯など

■支給期間 18 歳になった年の年度末まで（一定の障害がある児童は 20 歳になった年の年度末まで）

■申込 【新規の方】随時

【特別児童扶養手当】

■対象 精神または身体に一定の障害がある 20 歳未満のこどもを育てている家庭など

■申込 【新規の方】随時 【受給中の方】8 月 12 日（火）～ 9 月 12 日（金）までに所得状況届を役場町民健康課に提出 【障害認定期間が定められている方】期日までに障害認定届を役場町民健康課へ提出

※児童扶養手当・特別児童扶養手当、いずれも所得制限などの支給要件があります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 277-7527

県こども政策課 ☎ 048-830-3337

【児童手当の現況届のご提出をお忘れなく】

児童手当の受給資格がある方のうち、児童と別居している等、公簿等で現況が確認できない方は、現況届の提出が必要です。該当者には 5 月下旬及び 7 月中旬に通知書を郵送しています。まだ届出がお済みでない方は、早めにご提出をお願いします。提出されないと、6 月分以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。

なお、児童手当から保育料等の引き落としをご希望される方は、下記までお申し出ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 277-7527



空き巣等の犯罪の防止のために！ 住宅等防犯対策補助金をご活用ください

町では、空き巣等の犯罪を未然に防止するために、町内の住宅において、防犯対策を実施する方に対し、町が費用の一部を補助します。

■申請条件

・令和 7 年 12 月 26 日までに実施した右記の防犯対策が対象

・販売店等で購入・設置したもの

・申請は町内の 1 つの住宅等につき 1 回のみ

■受付期間

・令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

※予算の上限に達した場合は、申請期間中に受付を終了する場合があります。

■対象者 当該補助対象事業を実施した町内の住宅等の所有者、使用者

■申請方法 次の①から⑥の書類を用意して、役場地域創生環境課窓口へ提出または郵送してください。

①住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書

②補助対象事業の領収書

③購入物や施工の内容が記載された書類

④設置・取付したことが分かる写真、住宅等を使用していることを証する書類

⑤通帳の写し及び印鑑

⑥その他町長が必要とするもの

■対象となる防犯対策

① 防犯カメラの設置

※設置場所及び撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること

②防犯フィルムの取付け（災害用ガラス飛散防止フィルム等は対象外）

③人感センサーライトの設置

④モニター付きインターホンの取付け

⑤防犯性の高い錠・補助錠の取付け

⑥センサーアラームの取付け

⑦詐欺被害防止電話機器の設置

⑧その他町長が認める器具等の取付け

■補助割合

実支出額の 2 分の 1（上限 2 万円）

※ 1,000 円未満の端数がある場合は切捨て

※複数の購入や設置を合わせて申請することもできます。補助額の上限は変わりません。

※ 5,000 円以上の商品の購入等が補助対象です。

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894